
Prot. N. L. 09 / 20
2020年5月7日

横浜教区の皆様

横浜教区本部事務局
事務局長 保久 要

教区本部事務局職員の在宅勤務延長について

†主の平和

新緑の候、様々な苦しみの中でも、皆様お元気のことと存じます。

さて緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受けまして、当教区本部事務局職員の在宅勤務も同日まで延長させていただきます。これまで同様、必要な場合はファックス(045-641-6522)にて連絡いただきますようお願い申し上げます。また今月の月修(5月26日(火))も中止といたします。

おからだどうかご自愛の上、聖霊の到来を待ちつつ、よい復活節をお過ごしください。

以上